

香芝市告示第122号

香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱を次のように定める。

令和7年5月19日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、香芝市税条例（昭和32年条例第2号。以下「条例」という。）第89条及び第90条に規定する種別割の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（公益による減免）

第2条 条例第89条第1項に規定する公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものは、次の各号のいずれかに該当する者が所有し、又は使用し、かつ、直接その本来の事業の用に供する軽自動車等とする。

- （1）社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第6号までに規定する事業を経営する社会福祉法人
- （2）社会福祉法人香芝市社会福祉協議会
- （3）公益社団法人香芝市シルバー人材センター
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（身体障害者等に対する減免）

第3条 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等のうち、減免の対象となる障害の区分及び程度は、別表のとおりとする。ただし、別表のほか、障害等により日常生活活動が著しく制限されると市長が認めた場合は、減免の対象とする。

2 条例第90条第1項第1号に規定する年齢18歳未満の基準は、4月1日とする。

3 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、市長が必要と認めるものは、当該身体障害者等の障害の区分が別表中生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄のいずれかに該当し、かつ、当該身体障害者等の通学、通院等のための使用が1週間につき1回以上又は1月につき4回以上継続し、及び反復しているものとする。

4 条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるものは、当該身体障害者等の障害の区分が別表中生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合の欄のいずれかに該当し、かつ、当該身体障害者等の通院等のため1週間につき3日

以上運転しているものとする。

5 条例第90条第1項第2号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものは、次に掲げるものとする。

(1) 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの

(2) 浴槽を装備しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその構造が専ら身体障害者等の利用に供すると認めるもの

(軽自動車等の提示に代わる書類)

第4条 条例第90条第4項に規定する軽自動車等の提示に代わると認める書類は、当該軽自動車等が身体障害者等の利用に供するための構造となっていることを証明する自動車検査証、仕様書等とする。

(減免申請書の様式)

第5条 条例第89条第2項に規定する申請書は、公益に係る軽自動車税（種別割）減免申請書（別記様式）とする。

(減免の制限)

第6条 第3条第2項から第4項までの規定により減免をすることができる軽自動車等は、1人の身体障害者等について1台とする。ただし、自動車検査証に事業用と記載されているものは、減免しない。

(減免の額)

第7条 条例第89条第1項及び第90条第1項の規定による減免の額は、種別割の全額とする。

(減免の決定)

第8条 市長は、条例第89条第2項又は第90条第2項若しくは第4項の規定による減免の申請書を受理した場合は、内容を審査し、減免の可否決定をするものとする。

2 前項の規定により、減免しないことを決定したときは、受理をした日から30日以内に理由を付し、申請者に通知するものとする。

(減免の継続)

第9条 前年度において、条例第89条第1項の規定による種別割の減免を受けた納税義務者について、当該年度の賦課期日に前年度に課税された軽自動車等と同一の車両を所有し、その事由が消滅していないと市長が認めるときは、当該年度の同条第2項の申請書を提出したものとみなし、引き続き同条第1項の規定による種別割の減免を行うことができる。

2 前項の規定は、条例第90条第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。この場合において、前項中「第89条第1項」と

あるのは「第 90 条第 1 項」と、「同条第 2 項」とあるのは「同条第 2 項及び第 4 項」と読み替えるものとする。

(減免の取消し)

第 10 条 市長は、条例第 89 条第 2 項又は第 90 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による減免の申請書に記載された内容が事実と反する場合は、減免を取り消すことができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に香芝市軽自動車税（種別割）減免事務取扱要綱（平成 22 年 10 月 1 日施行）の規定により種別割の減免の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により種別割の減免の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

別表（第3条関係）

身体障害者等に係る種別割の減免認定基準表

障害の等級又は障害の程度 障害の区分		身体障害者手帳の交付を受けている者		戦傷病者手帳の交付を受けている者		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	療育手帳の交付を受けている者
		本人が所有し、及び運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が所有し、及び運転する場合	生計を一にする者又は常時介護する者が運転する場合	本人が所有し、及び運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合	本人が所有し、及び運転する場合又は生計を一にする者若しくは常時介護する者が運転する場合
視 覚 障 害		1級から4級の1までの各級	1級から4級の1までの各級	特別項症から第4項症までの各症	特別項症から第4項症までの各症	精神障害者保健福祉手帳に「1級」及び「通院医療費受給者番号」の表示がある場合	最重度又は重度の知的障害者で療育手帳に「A1」又は「A2」判定の表示がある場合
聴 覚 障 害		2級及び3級	2級及び3級				
平 衡 機 能 障 害		3級	3級	特別項症から第4項症までの各症	特別項症から第4項症までの各症		
音 声 機 能 障 害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）		特別項症から第2項症までの各症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）			
上 肢 不 自 由		1級から2級までの各級	1級から2級の2までの各級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
下 肢 不 自 由		1級から6級までの各級	1級から3級の1までの各級	特別項症から第6項症までの各症及び第1款症から第3款症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
体 幹 機 能 障 害		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第4項症までの各症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級（一上肢のみに運動障害がある場合を除く。）				
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級（一下肢のみに運動障害がある場合を除く。）				
心 臓 機 能 障 害		1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
じん臓機能障害		1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
呼吸器機能障害		1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
小 腸 機 能 障 害		1級及び3級	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各症	特別項症から第3項症までの各症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級				
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級				

別記様式（第 5 条関係）

公益に係る軽自動車税（種別割）減免申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

軽自動車税（種別割）の減免を受けたいので、香芝市税条例第 8 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

軽自動車等	車両番号又は 標 識 番 号			車 名	
	種 別			減 免 税 額	
	原動機の型式			総排気量又は 定 格 出 力	
	形 状			用 途	
	主たる定置場				
所 有 者		申 請 者 と の 関 係			
		住 所			
		氏名又は名称			
		個人番号又は 法 人 番 号			
申請の事由					
添付書類					

備考

- 1 減免事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告してください。
- 2 申請者と所有者が異なる場合は、所有者が裏面の承諾書を作成してください。

承諾書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

今般、別添の自動車検査証記載の軽自動車の軽自動車税（種別割）の減免について、申請の事由のとおりであり、専用使用に際して、承諾しています。